

八雲の天然水購入及びウォーターサーバーレンタルに関する規約

株式会社プロメディア（以下「甲」という） 契約者（以下「乙」という）

(2012年3月1日改定)

第1条 サービスの利用

- ① 本件売買契約は、甲が乙より新規注文を受け、乙の指定する場所にウォーターサーバーを設置もしくは乙の注文した本数の八雲の天然水入りウォーターボトルを引き渡しした時に成立する。
- ② ウォーターサーバーの設置もしくは八雲の天然水入りウォーターボトルの引き渡し時期は、注文を受けてから原則として7日以内とする。2回目以降の八雲の天然水入りウォーターボトルの引き渡し時期も同様とする。
- ③ 八雲の天然水入りウォーターボトルは、5ガロンボトル（18.90）1本2600円、3ガロンボトル（11.30）1本1700円を基本料金とする。送料は無料とする。
- ④ 乙は、1回あたりの注文において、八雲の天然水入りウォーターボトルを5ガロンボトル（18.90）の場合2本以上、3ガロンボトル（11.30）の場合3本以上注文することとする。
- ⑤ 乙は、空のウォーターボトルとケースを次回注文時に必ず返却する。

第2条 届出事項の変更

- ① 乙は、甲に届けた氏名、住所等に変更が生じた場合、遅滞無く甲に連絡するものとする
- ② 前項の届出が無い為に甲からの通知または送付書類その他のものが遅着又は不着となった場合には、通常到着すべき時に乙に到着したとする。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときはその限りではない。

第3条 お支払い

- ① 乙は甲に対し、個別売買の代金について、指定の支払い用紙を使い払い込むことを原則とする。
- ② 支払い期日は配達時より10日以内とする。支払い期日を過ぎて入金確認ができない場合注文は受けられないものとする。支払い期日の翌日から遅延損害金（年率14.6%）発生する場合もある。

第4条 ウォーターサーバー

- ① 乙は、甲の所有物であるウォーターサーバー及びウォーターボトルについて、善良なる管理者としての責任を負う。
- ② 甲は、乙に対し、本件売買契約の締結に当たり、乙が各号の一に該当する場合を除き、ウォーターサーバーを無償で貸与し、かつ、そのクリーニングを無料で行う。
 - (1) 乙が、本件売買契約成立後1年未満又は累計注文数が5ガロンボトル24本未満、3ガロンボトル36本未満で本件売買契約を解約した時この場合、甲は乙に対し3,000円(税込)のサーバークリーニング代を請求する場合もある。
 - (2) 乙が故意又は過失によりウォーターサーバーを破損した時。この場合甲は乙に対しウォーターサーバー購入代金を請求できる。但し不慮の事故及び使用頻度による故障などはその限りではない。
 - (3) 乙は、甲がクリーニング依頼通知の際に従わない場合甲は水の品質管理、サーバーの欠陥に起因する会員の損害については責任を負えないものとする。

第5条 本サービスの利用停止等

- ① 乙に次の各号の一に該当する事由が生じた時は、甲は、何ら事前の催告無く、直ちに本件売買契約を解除できるものとするこの場合、甲は乙に対し、被った損害を賠償請求できる。
 - (1) ウォーターサーバーを破損又は第三者に譲渡したとき、若しくは、他社の水の使用に供した時。
 - (2) 販売代金の支払いを1回でも怠ったとき。
 - (3) 最終注文日より3ヶ月間注文がない場合。
- ② 甲又は乙は、相手方に通知することにより、本件売買契約を解約することができる。但し、前期3項の個別売買についてはこの限りではない。
- ③ 甲又は乙が、本件契約を解除又は解約した時は、乙は、甲に対し、ウォーターサーバー及びウォーターボトルを速やかに返還しなければならない。但し、ウォーターボトルに八雲の天然水残っている場合には、乙は直ちにウォーターボトルを空にした上で返還するものとする。

第6条 免責

- ① 甲が乙に対し本サービスを提供出来なかった事が下記いずれかの事情によるときは、甲は履行責任及び損害賠償責任を免れるものとする。
 - (1) 天災・地震等の災害を被ったとき。
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
 - (3) 悪天候、交通事情等によりサービス履行遅延が生じたとき。
 - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事が生じたとき。
 - (5) その他前記と同様の事由が生じたとき。
- ② 前項事由が解消される見込みが無い場合は、甲は乙に対してサービス提供を将来に向かって中止できることとする。

第7条 規約の変更、承認

- ① 甲は、乙に連絡、ご案内することなく本規約の全部又は一部を変更場合があるとする。
- ② 甲が本規約の内容の変更については書面をもって乙に対し通知し、又はインターネット等において提示する等何らかの方法により公表した後、乙が何らかの異議を留めずに本商品の注文したときは、その変更項及び該当変更後の本規約を承認したものとみなします。